

江戸川区すすくすくスクール事業条例の一部を改正する条例

江戸川区すすくすくスクール事業条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次条」を「第四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（実施時間）

第三条の二　すすくすくスクール事業（第二条第一号に規定する事業に限る。以下この項、次条第一項、第五条第一項及び第六条において同じ。）の実施時間は、次の各号に掲げる実施日について、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

一　平日　放課後から午後五時まで

二　土曜日及び学校休業日　午前八時三十分から午後五時まで

2　学童クラブ事業の実施時間は、次の各号に掲げる実施日について、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。

一　平日　放課後から午後七時まで。ただし、学校休業日においては、午前八時三十分から午後七時まで

二　土曜日　午前八時三十分から午後五時まで

3　前二項の規定にかかわらず、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、すすくすくスクール事業の実施時間を変更することができる。

第四条第一項中「（第二条第一号に規定する事業に限る。以下この項、次条第一項及び第六条において同じ。）」を削り、同条第三項中「江戸川区長（以下

「区長」という。」を「区長」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(補食の提供)

第九条 学童クラブ事業における補食の提供は、学童クラブ登録を行い、かつ、補食の提供を希望する児童に対して行うことができる。

2 前項の補食の提供を受ける児童の保護者は、児童一人につき月額千七百円を負担する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

学童クラブ事業において、児童の成長に欠かせない補食の提供を復活させる必要があること。また、保護者の就労支援の観点から、預かり時間の延長が必要ないため、本案を提出いたします。